



平成 21 年 6 月 2 日

各 位

会社名 J F E 商事ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 福 島 幹 雄
(コード番号 3332 東証・大証第 1 部)
問合せ先 総務部長 轉 邦 彦
(T E L 03 - 5203 - 5055)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第 1 条および第 2 条)

(2) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)(予定)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (省略) (公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、普通株式及びA種優先株式それぞれにつき、1,000株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり) (公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 2 章の 2 ~ 第 6 章</p> <p>第 12 条 ~ 第 36 条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 <u>当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 2 章の 2 ~ 第 6 章</p> <p>第 11 条 ~ 第 35 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>
--	---